

# 公的研究費等の通報に関する調査等要領

平成 26 年 11 月 26 日  
学長(最高管理責任者)裁定

## 第1 趣旨

この要領は、国立大学法人横浜国立大学における公的研究費等に係る通報等に関する取扱細則（平成 19 年規則第 123 号。以下「通報等細則」という。）第 12 条に基づき、通報等細則第 6 条（調査の実施）の具体的な調査手順及び認定等に関して必要な事項を定めるものである。

## 第2 本調査

### (1)通知

- ① 本調査を行うことを決定した場合、国立大学法人横浜国立大学公的研究費等管理規則第11条で設置した公的研究費等調査委員会（以下「調査委員会」という。）は、通報者及び通報者に公的研究費等の不正使用を行っていることを通報された研究者等（以下「被通報者」という。）に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被通報者が国立大学法人横浜国立大学（以下「本学」という。）以外の機関に所属している場合は、これに加え当該所属機関にも通知する。通報された事案の調査に当たっては、通報者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被通報者に通報者が特定されないよう配慮する。
- ② 本調査は、実施の決定後、原則30日以内に開始しなければならない。

### (2)調査方法

本調査は、通報された公的研究費等の使用に係る各種証拠書類の精査や、関係者のヒアリングなどにより行う。この際、被通報者の弁明の機会を与えなければならない。

なお、本調査を実施に際し、調査方針、調査対象及び調査方法等について、資金配分機関（文部科学省、文部科学省が所管する独立行政法人その他これに準ずる機関をいう。）に報告し、協議するものとする。

### (3)調査の対象となる公的研究費等

調査の対象には、調査委員会の判断により、被通報者の通報に係る公的研究費等以外の公的研究費等も含めることができる。

### (4)証拠の保全措置

- ① 調査委員会は本調査に当たって、通報に係る公的研究費等に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。
- ② 資金配分機関が調査機関で、当該機関から要請があった場合は、通報に係る公的研究費等の使用に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。
- ③ 上記①②の措置に影響しない範囲内であれば、被通報者の研究活動等を制限しない。

### (5)調査の中間報告

不正使用の事実が一部でも認定された場合、又は、資金配分機関から求めがあった場合は、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該資金配分機関に提出するものとする。

## (6) 調査における研究または技術上の情報の保護

調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査を遂行する上で必要な範囲以外に漏洩することのないよう十分配慮する。

## 第3 認定

### (1) 認定

- ① 調査委員会は本調査の開始後、原則150日以内に調査した内容をまとめ、不正使用が行われたか否か、不正使用と認定された場合はその内容、不正使用に関与した者とその関与の内容を認定しなければならない。なお、調査の終了前であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定しなければならない。
- ② 不正使用が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- ③ ①又は②について認定を終了したときは、調査委員会は直ちに最高管理責任者（学長）に報告しなければならない。

### (2) 不正使用の疑惑への説明責任

- ① 調査委員会の調査において、被通報者が通報に係る疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究等を遂行する上で公的研究費等の使用が適正に行われたことを説明しなければならない。
- ② ①の被通報者の説明において、被通報者が購入した物品の存在が確認できないなど、本来存在すべき証拠を示せない場合は不正使用とみなされる。ただし、被通報者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（例えば災害など）により、上記の本来存在すべき証拠を示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また、購入した物品が存在しないことなどが、各研究等分野の特性に応じた合理的な保存期間や本学が定める保存期間を超えることによるものである場合についても同様とする。
- ③ 上記①の説明責任の程度及び②の本来存在すべき物品の存在の有無などについては、研究等分野の特性に応じ、調査委員会が判断する。

### (3) 不正使用か否かの認定

調査委員会は、上記（2）①により被通報者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠及び故意性等を総合的に判断して、不正使用か否かの認定を行う。なお、被通報者の自認を唯一の証拠として不正使用と認定することはできない。

被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正使用であるとの疑いが覆されないときは、不正使用と認定される。また、被通報者が購入物品の不存在など、本来存在すべき基本的な証拠の不足により、不正使用であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないとき（上記（2）②）も同様とする。

### (4) 調査結果の通知及び報告

- ① 最高管理責任者（学長）は、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で不正使用に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。

被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、これらに加え当該所属機関に当該調査結果を通知する。

② 悪意に基づく通報との認定があった場合、最高管理責任者（学長）は通報者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。

#### (5)不服申立て

① 不正使用と認定された被通報者は、あらかじめ本学が定めた期間内に、不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

② 通報が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。この場合の認定については、上記（1）②を準用する。）は、その認定について、①の例により不服申立てをすることができる。

③ 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合には、最高管理責任者（学長）の判断により、調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。

④ 不正使用があったと認定された場合に係る被通報者による不服申立てについて、調査委員会（③ただし書きの場合は、調査委員会に代わる者）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者（学長）に報告し、被通報者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、最高管理責任者（学長）は以後の不服申立てを受付けないことができる。再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被通報者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに最高管理責任者（学長）に報告し、最高管理責任者（学長）は被通報者に当該決定を通知する。

⑤ 最高管理責任者（学長）は、被通報者から不正使用の認定に係る不服申立てがあったときは、通報者に通知する。また、加えて当該事案に係る研究等に対する資金配分機関にも通知する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

⑥ 調査委員会が再調査を開始した場合は、原則30日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者（学長）に報告し、最高管理責任者（学長）は当該結果を被通報者、被通報者が本学以外の機関に所属している場合は当該所属機関及び通報者に通知する。また、加えて当該事案に係る研究等に対する資金配分機関にも通知する。

⑦ 悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあった場合、最高管理責任者（学長）は、通報者が所属する機関及び被通報者に通知する。また、加えて当該事案に係る研究等に対する資金配分機関に通知する。

⑧ ⑦の不服申立てについては、調査委員会（③ただし書きの場合は、調査委員会に代わる者）は原則30日以内に再調査を行い、その結果を最高管理責任者（学長）に報告するものとする。最高管理責任者（学長）は、この審査の結果を通報者、通報者が本学以外の機関に所属している場合は当該機関及び被通報者に通知する。また、加えて当該事案に係る研究等に対する資金配

分機関にも通知する。

#### (6) 調査資料の提出

本学が事案の調査が継続中であっても、資金配分機関が当該事案に係る資料の提出または閲覧を求めてきた場合は、その要請に応じなければならない。ただし、調査に支障がある等、正当な事由がある場合には、これを拒むことができる。

#### (7) 調査結果の公表

- ① 最高管理責任者（学長）は、不正使用が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容には、少なくとも不正使用に関与した者の氏名・所属、不正使用の内容、公表時までに行った措置の内容に加え、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれるものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、氏名・所属などを非公開とすることができる。
- ② 最高管理責任者（学長）は、不正使用が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合及び予算執行等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。公表する場合、その内容には、不正使用は行われなかったこと（公的研究費等の使用等に故意によるものでない誤りがあった場合はそのことも含む。）、被通報者の氏名・所属に加え、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれる。悪意に基づく通報の認定があったときは、通報者の氏名・所属を併せて公表する。なお、合理的な理由がある場合は、氏名・所属などを非公開とすることができる。
- ③ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定）の対象研究資金及び準用する資金以外の公的研究費等については、上記①②とは別に、資金配分機関より指示がない限り、最高管理責任者（学長）が公表の内容を決定する。

#### 第4 調査中における一時的執行停止

最高管理責任者（学長）は、本調査を行うことが決まった後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、通報された研究等に係る公的研究費等の支出を停止することができる。

#### 第5 通報以外で把握した不正使用が疑われる本調査

通報以外で把握した不正使用が疑われる本調査の手順及び認定等についても、上記「3. 本調査」及び「4. 調査中における一時的執行停止」に準じて調査等を実施する。

#### 第6 その他

この要領にない調査の具体的な手順及び認定等については、最高管理責任者（学長）の指示による。

#### 附則

この要領は平成26年12月1日から施行する。